

菟田町文化及びスポーツ表彰の推薦について

1. 目的

この表彰は、文化及びスポーツ活動において、優秀な成績を収めたもの並びに文化及びスポーツの向上、普及に尽力したものに表彰を行うことにより、本町の文化及びスポーツの振興及び発展を促進することを目的とする。

2. 表彰の種類について

- (1) 町民文化賞
- (2) 町民スポーツ賞
- (3) 町民文化功労賞
- (4) 町民スポーツ功労賞

3. 対象者について

町民文化賞及び町民スポーツ賞は令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間に挙げた成績に基づくものとする。

① 町民文化賞及び町民スポーツ賞

町内で活動している団体及び菟田町出身、町内在住、在勤又は在学している個人で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 世界的規模の競技会等で優秀な成績を収めたもの
- (2) 全国的規模の競技会等で入賞したもの
- (3) 県規模の競技会等で第1位の成績を挙げたもの

競技会等は自治体などの公的機関の主催する大会または共催、後援する大会とする。競技会等の受賞歴を記入する場合は共催、後援名義を記入し要項・結果・賞状の写し等を添付すること。

また、入賞の場合はそれぞれの競技会等での要項に定められている入賞基準を適用することとする。

② 町民文化功労賞及び町民スポーツ功労賞

町内で活動している団体及び菟田町出身、町内在住、在勤又は在学している個人で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 菟田町の文化又はスポーツにおいて、その普及奨励に特に尽力したもの
- (2) 菟田町の文化又はスポーツにおいて、その養成指導に特に尽力したもの
- (3) その他町長が、菟田町の文化又はスポーツの振興又は発展に寄与したと認めるもの
普及奨励に特に尽力したものとは、例えば自らが所属する団体の主催するイベントの開催を通して、また町主催などのイベントに関わり文化およびスポーツの機会の充実をはかるなど継続的に取り組んでいるものや地域の団体同士の連携を深めながら、地域で文化やスポーツの交流や発表の場をつくり、活性化に努めているもの等とし具体的な内容をできるだけ詳しく推薦書の表彰事由の欄に記入すること。

養成指導に特に尽力したものとは、例えば県大会より規模の大きい大会で優勝する選手やチームを複数回輩出しているなどで、指導者の養成に優れている者も対象とする。その場合、選手名や大会名など具体的に記入すること。

功労賞の必要条件として文化およびスポーツの振興に関わった通算年数が10年以上あることとする。

菟田町出身とは15歳くらいまで、最も長く住んでいた場所が菟田町であることを基本とする。菟田町外に住所を有する場合は推薦書の(転居)欄に現住所を記入し、備考欄に勤務先又は通学先の名称と所在地を記入すること。

なお、次に掲げるものは対象としない。

- (1) 死亡したもの。
- (2) 現在活動していないもの。ただし名誉会長、顧問等は活動しているものとして取り扱うものとする。

3. 表彰までのスケジュール予定

- ・2月下旬 推薦者募集
- ・4月下旬 推薦者募集締め切り
- ・5月下旬 審査委員会
- ・6月中旬 審査結果・表彰式案内通知
- ・8月下旬 表彰式

5. 選考

被推薦人（団体）のなかから 1 年で文化、スポーツそれぞれ 5 人（組）までとして選考する。

6. その他

- (1) 推薦書は 3 月 31 日現在で作成すること
- (2) 推薦書の「表彰を受けるに至った経歴」欄は表彰に関係のある経歴についてその始期・終期等を明確に、かつ簡潔に記入すること。